

半田市認知症初期集中支援チーム設置要綱

(設置)

第1条 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、適切な医療サービス又は介護サービスに結びついていない認知症の人及びその家族に対し、多職種で、早期に支援するため、半田市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(対象者)

第2条 支援チームが支援する対象者は、市内に在住し、在宅で生活する満40歳以上の者であって、次の各号のいずれかの基準に該当するもの（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 認知症が疑われるが、認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- (2) 認知症の臨床診断を受けているが、継続的な医療サービス又は介護サービスを受けていない者又は中断している者
- (3) 認知症疾患の臨床診断を受け、医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(組織)

第3条 支援チームは、認知症サポート医又は専門職で、地域包括ケアシステム推進協議会から推薦を受け、市長が委嘱する者（以下「チーム員」という。）により構成する。

2 支援チームの専門職は、次の各号の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士等の医療又は保健若しくは福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務経験3年以上を有する者
- (3) 国が実施する認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、かつ、試験に合格した者又はその者の行う講習を受講した者

3 支援チームは、認知症サポート医1名及び専門職2名以上をもって組織する。

4 チーム員の任期は、委嘱日から2年以内で、市長が定める日までとし、再任を妨げないものとする。

5 補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(認知症サポート医の役割)

第5条 支援チームの認知症サポート医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し、相談に応じる。

(実施内容)

第6条 支援チームは、次に掲げる内容を行うものとする。

- (1) 支援チームの普及啓発に関すること。
- (2) 認知症初期集中支援の実施に関すること。
- (3) 半田市地域包括ケアシステム推進協議会への報告に関すること。
- (4) その他認知症の初期集中支援に必要な事項

(守秘義務)

第7条 チーム員は、支援チームの業務で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(支援チームについての検討)

第8条 支援チームの活動についての検討は、地域包括ケアシステム推進協議会にて行う。

(庶務)

第9条 支援チームの庶務は、高齢介護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。